

平成 23 年 11 月 29 日
上天草市地域防災計画策定検討委員会

津波ハザードマップ策定のための基本的な考え方について

1 津波ハザードマップに関する法律

地震防災対策特別措置法及び津波対策の推進に関する法律では、都道府県が作成した津波浸水予測図を基に、市町村が避難場所など避難に関する事項を追記して津波ハザードマップを作成・配布し、住民への周知させるよう示されている。

また、国は、都道府県及び市町村が津波対策への活用を適切に行うことができるように技術的な助言等の援助を行うよう示されている。

地震防災対策特別措置法（抜粋）

（想定される地震災害等の周知）

第十四条 都道府県は、当該都道府県において想定される地震災害の軽減を図るため、当該地域における地震動の大きさ、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項について、これらを記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるように努めなければならない。

2 市町村は、当該市町村において想定される地震災害の軽減を図るため、当該地域における地震動の大きさ、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項並びに地震災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法、避難場所その他の地震が発生した時の円滑な避難を確保するために必要な事項について、これらを記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるように努めなければならない。

平成18年3月31日公布・施行（一部4月1日施行）

津波対策の推進に関する法律（抜粋）

（地域において想定される津波による被害の予測等）

第六条 都道府県及び市町村は、地形、土地利用の現況その他地域の状況及び津波に関する最新の知見を踏まえ、津波により浸水する範囲及びその水深その他地域において想定される津波による被害について、津波の規模及び津波対策のための施設の整備等の状況ごとに複数の予測を行い、その結果を津波対策に活用するよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、前項の予測の内容について、津波により浸水するおそれのある地域の土地利用の現況の変化、津波に関する最新の知見等を踏まえて、適宜、適切な見直しを行うよう努めなければならない。

3 国は、都道府県及び市町村が第一項の予測及びその結果の津波対策への活用を適切に行うことができるよう、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

2 津波・高潮ハザードマップマニュアルについて

津波・高潮災害を軽減するためには、従来からの海岸保全施設の整備とあわせ、危険度情報の提供などソフト施策による住民の災害に対する自衛力を高めることが必要である。津波・高潮ハザードマップとは、津波・高潮による被害が想定される区域とその程度を地図に示し、必要に応じて避難場所・避難経路等の防災関連情報を加えたものであり、住民の避難や施設の必要性の検討などに非常に有効である。

このため、内閣府、農林水産省、国土交通省は「津波・高潮ハザードマップ研究会」を設置し、地方自治体によるハザードマップの作成・活用を支援するための諸課題について検討し、平成16年3月に津波・高潮ハザードマップマニュアルを策定した。

マニュアルによる津波ハザードマップ作成・活用までの流れ

浸水予測区域の設定

浸水予測には地震規模や震源域等の外力要件や施設条件の設定を行うとともに、浸水予測などの各種シミュレーションを実施

防災情報の表示

表示する防災情報の記載事項・表現方法の設定作成

津波ハザードマップ作成

地域での活用及び工夫

住民への周知・住民による確認・住民の円滑な避難

3 上天草市地域審議会委員からの意見について

今年8月に各町毎に開催された地域審議会の中で、わかりやすい津波ハザードマップ作成について各委員より意見を聴取した。主な意見は以下のとおり。

- ・ 標高0 m以下の地域も色分けしてほしい。
- ・ 津波ハザードマップは、地域毎の拡大図を併せて付けるなど、大きく見やすいものにしてほしい。
- ・ 津波ハザードマップを作成する際は、地域毎に説明会を開いてほしい。配布だけでは、お年寄りには理解できない。

4 津波ハザードマップに関する専門調査会の意見について

津波ハザードマップを作成するにあたり、先の東日本大震災の教訓を活かすため、中央防災会議 東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会での主な意見の中から津波ハザードマップ作成について参考となる意見を抽出し以下のとおり取りまとめた。（別紙1）

- ・一定の震度くらいだったら全部避難というくらいの気持ちで取り組む必要があり、また、海拔何mということを知らしめて、そこまで逃げる、すべて逃げるということしかなく、地域の住民に徹底して避難することを周知すること
- ・住民は自分の家が海面とどれぐらいの位置にあるのかという情報がないと、幾ら精緻なハザードマップをつくっても、やってくる津波の高さの想像がつかない
- ・津波についても自分の家などの場所の高さと避難勧告を結びつけて出す必要があるのではないか。ハザードマップにそのように、避難行動と直接結びつく標高であらわすようなものはつくれるのか

ハザードマップには、今住んでいる地域の高さ情報を明確にして避難行動と結び付けることが重要との意見が多かった。（東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会 第9回会合資料より）

5 上天草市津波ハザードマップ策定のための基本的な考え方について

津波被害による人的被害を軽減するため、上天草市沿岸部の浸水予想範囲、深さ等を表示したマップ作成により津波に対する危険度、避難判断に資する情報を住民に提供することで、自発的かつ迅速な避難行動を促すことを目的とする。

津波ハザードマップ作成のためには、基礎資料として地震規模や震源域等の外力要件や施設条件の設定を行うとともに、浸水予測などの各種シミュレーションを実施して浸水予測区域を設定する必要があるが、県では地震・津波被害想定検討部会で県内での所在が明らかになっている断層に起因する地震及び海域で発生した地震を対象として、地震及び津波の規模並びに被害想定等の見直しを行っている最中であり、現状では本市独自での被害想定・浸水想定の実成も困難であることから、容易に作成が可能な等高線による海拔表示により浸水区域を設定し、住民に住んでいる地域がどういう高さにあるか一目でわかるものとする。

また、住民が見やすく解りやすく、なおかつ活用しやすいハザードマップとするために、旧町毎にマップを作成するとともに、市ホームページで地域の拡大したマップをダウンロードでき、地域で避難場所や避難経路の検討に役立つものとする。

項 目	内 容
サイズ	旧町ごとにA 1 サイズで作成
浸水区域	海拔 2 m 5 m 1 0 m を 3 色 で色分けして表示
表示施設	津波発生時に利用可能な避難予定所（標高含む）、防災行政機関、 防災行政無線屋外子局（市役所との通話が可能なもの）
配布方法等	全世帯配布とし、住民の理解を得るために 1 3 地区（各町大字単位） でマップの活用方法など説明会を開き、配布する。
その他	・津波からの 1 次的な避難場所や避難経路を検討する資料として活用できるもの ・市ホームページより地域の拡大図をダウンロード出来るように整備する。